

金融庁における政策評価に関する基本計画

改正案	現行
<p>1. 計画期間 基本計画の計画期間は、平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>10. 政策評価の実施体制に関する事項 金融庁における政策評価は、政策評価の総括事務を担当する政策評価担当組織、政策所管部局及び調整部局が、適切な役割分担をすることにより実施するものとする。 政策評価の実施に当たっては、政策評価担当組織の総括の下に、政策所管部局がその所管する政策について自ら政策評価を行うことを原則とし、政策評価の結果については関連する部局に連絡することにより、金融庁全体としての政策の企画立案機能の強化を図る。 また、金融庁内に、金融庁における政策評価の円滑かつ的確な実施を確保するため、金融庁政策評価会議を設け、政策評価の在り方及びその運営について検討し、総合的な観点から調整を行うこととする。</p> <p>(1) 政策評価担当組織 政策評価の総括事務を担当する政策評価担当組織は、総合政策局総合政策課総合政策企画室とし、その役割は次のとおりとする。ただし、証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）の所掌する事務に関し、②に規定す</p>	<p>1. 計画期間 基本計画の計画期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>10. 政策評価の実施体制に関する事項 金融庁における政策評価は、政策評価の総括事務を担当する政策評価担当組織、政策所管部局及び調整部局が、適切な役割分担をすることにより実施するものとする。 政策評価の実施に当たっては、政策評価担当組織の総括の下に、政策所管部局がその所管する政策について自ら政策評価を行うことを原則とし、政策評価の結果については関連する部局に連絡することにより、金融庁全体としての政策の企画立案機能の強化を図る。 また、金融庁内に、金融庁における政策評価の円滑かつ的確な実施を確保するため、金融庁政策評価会議を設け、政策評価の在り方及びその運営について検討し、総合的な観点から調整を行うこととする。</p> <p>(1) 政策評価担当組織 政策評価の総括事務を担当する政策評価担当組織は、総合政策局総合政策課政策評価室とし、その役割は次のとおりとする。ただし、証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）の所掌する事務に関し、②に規定する役</p>

改正案	現行
<p>る役割については、それぞれ委員会事務局総務課及び審査会事務局総務試験室を政策評価担当組織とし、その他の役割については、委員会事務局総務課及び審査会事務局総務試験室は総合政策局総合政策課<u>総合政策企画室</u>に協力するものとする。</p> <p>① 基本計画、実施計画の策定など政策評価に関する基本的事項の企画及び立案</p> <p>② 政策評価における政策所管部局が行う政策評価の実施、及び政策評価の結果の政策への反映への支援及び必要な助言の実施</p> <p>③ 政策評価の実施の取りまとめや公表など政策評価の総括</p> <p>④ 研修の実施等による職員の評価能力の向上や政策評価手法の研究開発</p> <p>(略)</p> <p>1 1. その他政策評価の実施に関し必要な事項</p> <p>(1) 国民の意見・要望の受付窓口</p> <p>金融庁が実施した政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、総合政策局総合政策課<u>総合政策企画室</u>とし、金融庁のホームページにおいて意見を受け付ける。</p> <p>寄せられた意見・要望については、政策評価の質を向上させるため、関係する部局等において適切に活用を図るものとする。</p> <p>(2) 基本計画の見直し</p> <p>この基本計画については、政策評価に関する基本方針の変更、社会経済情勢の変化、政策評価の手法・知見の向上等を踏まえ、「1. 計画期</p>	<p>割については、それぞれ委員会事務局総務課及び審査会事務局総務試験室を政策評価担当組織とし、その他の役割については、委員会事務局総務課及び審査会事務局総務試験室は総合政策局総合政策課<u>政策評価室</u>に協力するものとする。</p> <p>⑤ 基本計画、実施計画の策定など政策評価に関する基本的事項の企画及び立案</p> <p>⑥ 政策評価における政策所管部局が行う政策評価の実施、及び政策評価の結果の政策への反映への支援及び必要な助言の実施</p> <p>⑦ 政策評価の実施の取りまとめや公表など政策評価の総括</p> <p>⑧ 研修の実施等による職員の評価能力の向上や政策評価手法の研究開発</p> <p>(略)</p> <p>1 1. その他政策評価の実施に関し必要な事項</p> <p>(1) 国民の意見・要望の受付窓口</p> <p>金融庁が実施した政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、総合政策局総合政策課<u>政策評価室</u>とし、金融庁のホームページにおいて意見を受け付ける。</p> <p>寄せられた意見・要望については、政策評価の質を向上させるため、関係する部局等において適切に活用を図るものとする。</p> <p>(2) 基本計画の見直し</p> <p>この基本計画については、政策評価に関する基本方針の変更、社会経済情勢の変化、政策評価の手法・知見の向上等を踏まえ、「1. 計画期</p>

改正案	現行
<p>間」に規定する期間内においても適宜必要な改正を行うものとする。</p> <p>(3) その他 この基本計画の実施のために必要な事項については、総合政策局総合政策課長が定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>附則 この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 この訓令は、平成 30 年 7 月 17 日から適用する。</p> <p><u>附則</u> <u>この訓令は、令和 2 年 10 月 12 日から適用する。</u></p>	<p>間」に規定する期間内においても適宜必要な改正を行うものとする。</p> <p>(3) その他 この基本計画の実施のために必要な事項については、総合政策局総合政策課長が定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>附則 この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 この訓令は、平成 30 年 7 月 17 日から適用する。</p> <p><u>(新設)</u></p>